

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

令和6年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法による健康増進事業に係る情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理を行う。 ①健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進事業データ管理 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表(第9条関係)111項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。
③システムの名称	中間サーバ、健康管理システム、特定健診等データ管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報ファイル 健診受診者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表 111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ほけん福祉課
②所属長の役職名	ほけん福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに更新されている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿は年度ごとに更新されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第76項並びに健康増進法第17条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事前	
平成30年4月1日	I - 5. ②所属長	ほけん福祉課長 筒井 誠人	ほけん福祉課長 澁谷 幸代	事後	
令和4年1月28日	I - 1. ②事務の概要	健康増進法による健康増進事業に係る情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進事業データ管理	健康増進法による健康増進事業に係る情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理を行う。 ①健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進事業データ管理 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一（第9条関係）76項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事前	
令和4年1月28日	I - 1. ③システムの名称	健康管理システム 特定健診等データ管理システム	中間サーバ、健康管理システム、特定健診等データ管理システム	事前	
令和4年1月28日	I - 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・番号法第9条第1項、別表第一 76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第54条	事前	
令和4年1月28日	I - 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年1月28日	I - 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） （情報照会の根拠） ・別表第二 102 2項 ・別表第二主務省令 第50条 （情報提供の根拠） ・別表第二 102 2項 ・別表第二主務省令 第50条	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） （情報照会の根拠） ・別表第二 102 2項 ・別表第二主務省令 第50条 （情報提供の根拠） ・別表第二 102 2項 ・別表第二主務省令 第50条	事後	法改正に伴う変更(号ずれ)
令和4年1月28日	II - 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年4月1日	I - 1. ③システムの名称	中間サーバ、健康管理システム、特定健診等データ管理システム	中間サーバ、健康管理システム、特定健診等データ管理システム、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年4月1日	I - 5. ②所属長の役職名	ほけん福祉課長 澁谷 幸代	ほけん福祉課長	事後	
令和6年10月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法による健康増進事業に係る情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理を行う。 ①健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進事業データ管理 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一（第9条関係）76項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	健康増進法による健康増進事業に係る情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理を行う。 ①健康増進事業の実施対象者把握 ②健康増進事業データ管理 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表（第9条関係）111項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事後	
令和6年10月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一 76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第54条	・番号法第9条第1項、別表 111項	事後	
令和6年10月30日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） （情報照会の根拠） ・別表第二 102の2項 ・別表第二主務省令 第50条 （情報提供の根拠） ・別表第二 102の2項 ・別表第二主務省令 第50条	・番号法第19条第8号 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 139の項	事後	